

社会福祉法人一乗会	定 款 糸田 貝川	発行日	平成29年4月1日
		改訂番号	3
		ページ	25

## 別紙7 役員・評議員・第三者委員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一乗会（以下「法人」という。）の役員及び評議員、並びに苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員、法人本部非常勤従事者等の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員、苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員、法人本部非常勤従事者等の職務執行の対価として支払われるものとする。

### (理事会及び評議員会・委員会等の出席報酬)

第3条 理事が理事会に出席したときは出席の都度、別表1により現金にて報酬及び交通費を支払うものとする。

なお、同日にあわせて法人の職務を行った場合、第4条の報酬及び交通費は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは出席の都度、別表1により現金にて報酬及び交通費を支払うものとする。

なお、同日にあわせて法人の職務を行った場合、第4条の報酬及び交通費は支払わないものとする。

3 監事が理事会及び評議員会に出席したときは出席の都度、別表1により現金にて報酬及び交通費を支払うものとする。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の職務を行った場合、第4条の報酬及び交通費は支払わないものとする。

4 苦情対応第三者委員が委員会を開催し出席したとき、また、理事会・評議員会に出席したときは出席の都度、別表1により現金にて報酬及び交通費を支払うものとする。なお、委員会に出席し同一日に開催された理事会及び評議員会に出席した時は、これらに係る報酬及び交通費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の職務を行った場合、第4条の報酬及び交通費は支払わないものとする。

5 評議員選任・解任委員が委員会を開催し出席したときは出席の都度、別表1により現金にて報酬及び交通費を支払うものとする。なお、同日にあわせて法人の職務を行った場合、第4条の報酬及び交通費は支払わないものとする。

### (役員及び評議員・委員等の報酬)

第4条 理事が理事会に出席する以外の日に、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための職務にあたった場合は、別表2により現金にて報酬及び交通費を支払うものとする。

社会福祉法人一乗会	定 級 糸田 貞リ	発行日	平成29年4月1日
		改訂番号	3
		ページ	26

- 2 評議員が評議員会に出席する以外の日に、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための職務に当たった場合は、別表2により現金にて報酬及び交通費を支払うものとする。
- 3 監事が理事会及び評議員会に出席する以外の日に、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための職務に当たった場合は、別表2により現金にて報酬及び交通費を支払うものとする。
- 4 苦情対応第三者委員が理事会・評議員会に出席する以外の日に、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための職務にあたった場合は、別表2により現金にて報酬及び交通費を支払うものとする。
- 5 評議員選任・解任委員が理事会・評議員会に出席する以外の日に、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための職務にあたった場合は、別表2により現金にて報酬及び交通費を支払うものとする。
- 6 法人本部非常勤従事者の顧問、参与、スーパーバイザー（支援技術・開発等の指導監督者）等が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために職務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うものとする。ただし、支給の方法及び形態は法人の給与規程に基づくものとする。

(出張旅費)

- 第5条 役員及び評議員等が、理事長の命を受けて法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
  - 3 業務遂行に必要な経費は原則として実費を支給する。
  - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
  - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務職員)

- 第6条 施設職員が法人業務に従事する場合、施設職員としての職務（勤務日）を除き、法人の職務に従事したときは、この規程を適用することができる。

(職務証跡)

- 第7条 法人と委任関係のある役員、評議員、苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員、非常勤従事者等は、法人職務証跡として「支払執行伺書兼受領書」に記名あるいは押印、又は出勤簿に押印し、職務従事の証跡の作成に協力するものとする。

(改正)

- 第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を得なければならない。

付則 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

社会福祉法人一乗会	定 款 糸田 貝川	発行日	平成29年4月1日
		改訂番号	3
		ページ	27

別表 1 (日額)

名 称	報 酉	交 通 費
理事会の出席報酬等	10,000円	実費額ただし自家用車の場合は1kmにつき30円
評議員会の出席報酬等	10,000円	実費額ただし自家用車の場合は1kmにつき30円
監事の理事会・評議員会の出席報酬等	10,000円	実費額ただし自家用車の場合は1kmにつき30円
苦情対応第三者委員の理事会・評議員会の出席報酬	10,000円	実費額ただし自家用車の場合は1kmにつき30円
評議員選任・解任委員の理事会・評議員会の出席報酬等	10,000円	実費額ただし自家用車の場合は1kmにつき30円

別表 2 (日額)

名 称	報 酉	交 通 費
理事の職務報酬等	20,000円	実費額ただし自家用車の場合は1kmにつき30円
評議員の職務報酬等	20,000円	実費額ただし自家用車の場合は1kmにつき30円
監事の職務報酬等	20,000円	実費額ただし自家用車の場合は1kmにつき30円
苦情対応第三者委員の職務報酬等	20,000円	実費額ただし自家用車の場合は1kmにつき30円
評議員選任・解任委員の職務報酬等	20,000円	実費額ただし自家用車の場合は1kmにつき30円
本部非常勤従事者の顧問、参与、スーパーバイザー等職務報酬等	20,000円	実費額ただし自家用車の場合は1kmにつき30円

別表 3

旅 費	宿 泊 費	報 酉	そ の 他
実 費	20,000円	10,000円	実 費

備考：1 別表1、2、3の報酬は、源泉所得税込の額とする。

2 交通費は、本規程の様式1「役員等交通費算定届」に基づき算定する。